

とちぎの木材を使用し家を建築する建築主の方に、県が補助します

～ 令和6(2024)年度とちぎ材の家づくり支援事業(新築事業・第一期)～



1 補助金の対象

県内における、補助要件を満たす木造住宅の建築

2 補助金交付の申請者

注文住宅の建築主

3 補助金額

補助金額は、その住宅の使用木材における県産出材の使用量により8段階に分けられます。⇨右図

県産出材使用量m ³	補助金額
40m ³ 以上	60 万円
35m ³ 以上40m ³ 未満	52.5 万円
30m ³ 以上35m ³ 未満	45 万円
25m ³ 以上30m ³ 未満	37.5 万円
20m ³ 以上25m ³ 未満	30 万円
15m ³ 以上20m ³ 未満	22.5 万円
10m ³ 以上15m ³ 未満	15 万円
5m ³ 以上10m ³ 未満	7.5 万円

①県産石材(大谷石・芦野石・深岩石)5㎡以上 ②県産漆喰40㎡以上 ③伝統工芸品(鹿沼組子、日光彫)1㎡以上 のいずれかを内装材等に使用すると、上記補助金額に10万円上乘せします。

※補助金の交付の決定後、県産出材使用量が減り、該当区分を下回る場合、減額となります。

なお、事業実績において、県産出材使用量が増え、該当区分を上回る場合でも、交付決定額の増額は行いません。

4 補助要件

	要件	補助対象とならない場合(例示)
住宅の要件	1 申請者が生活の本拠として速やかに居住するものであること。	・別荘などのセカンドハウス ・建築主が居住しない場合(貸家など)
	2 ①木造住宅であって、原則として軸組工法であること。 ②一戸建の住宅であること。	・長屋建・共同住宅 など
	3 棟別の新築	・既存住宅の増築(「離れ」を含む。)
	4 延べ面積 30㎡以上(車庫部分を除く。)	・ガレージ部分の面積を除くと30㎡未満となる場合
	5 ①使用木材(構造材、下地材、造作材)に合法木材を使用すること。 ②県産出材を5㎡以上使用すること。 ③使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用すること。 ④構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用すること。 (⇨裏面参照)	・合法木材・県産出材を証明できない納材業者から納材を受ける場合など
	6 令和7(2025)年3月7日までに事業完了(造作材の施工完了)し、同日までに実績報告を提出できること。	
施工者の要件	7 建設業許可業者(建築一式)が施工すること。 ※建設業法上認められる場合を含む	・建設業許可を受けていない業者が施工する場合 (建設業法上認められる場合を除く)
県税の納税	8 申請者が県税を滞納していないこと。	
その他	9 県又は団体が行う県産木材のPR事業に協力すること	

5 対象戸数及び募集期間

※補助対象は、R6(2024)4.1以降に土台着手するものとなります。

第一期募集 新築 200戸程度(県産出材使用量の多い順に採択します(別途優先採択要件あり))

県産石材・県産漆喰・伝統工芸品 30戸程度

募集期間 令和6(2024)年4月19日(金)から5月17日(金)まで

(受付時間:上記期間の平日8時30分~17時)



6 申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会

〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1
☎028-652-3687

以下に該当する場合、県産出材使用量に関わらず優先項目が多い順に採択します。(詳細は実施要領参照)

- ①災害等による罹災証明書被交付者であること
- ②県内に主たる営業所(本店)を有する建築業者による施工
- ③梁桁に県産出材を4㎡以上かつ50%以上使用すること
- ④構造材に県産森林認証材又は県産JAS材を4㎡以上使用すること
- ⑤3世代が同居又は近居であること

木材に関する留意事項

- ◆使用木材とは … 建築する住宅に使用する全ての木材(構造材、下地材、造作材) 縁側やウッドデッキは対象となるが、外構やテーブルなどの非固定式のもの是对象外
- ◆構造材とは … 土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、筋交(違)、間柱
- ◆合法木材とは … 違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは … 県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ



申請者の手続き



県等の手続き

申請者(建築主の方)は、
工事請負契約締結・建築確認後、**土台着手日前(※)までに、補助金交付申請書を**
栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」)
に提出してください。

令和6(2024)年4月1日以降に土台着手するものが対象です。

※交付決定日(6月3日)より前に土台着手する場合は、誓約書(交付要領別記様式3号)の【交付決定前着手に係る事項】にチェックを入れてください。

■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・案内図、配置図、各階平面図：A3版に縮小コピー(建築確認申請に提出したもの)
- ・建築確認済証の写し
- ・工事請負契約書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報をよく御確認ください。(以下は必要に応じて)
- ・災害等による罹災証明書(市町が発行する)
- ・補助額加算事項計画書

県木協連が確認、栃木県(林業木材産業課)が審査し、採択日以降に申請者あて**交付決定通知書**を郵送します。

※採択は、県産出材使用量の多い順に採択しますが、優先採択要件に該当する場合は、県産出材使用量に関わらず、優先的に採択いたします。(詳細は、表面もしくは、県HPをご覧ください)

上棟後、すみやかに上棟報告書を県木協連に**提出**してください。
※上棟予定日45日以内に上棟報告書が提出されない場合、特段の理由がなければ交付決定を取り消すものとします。

県木協連が**現地確認**に伺います。検査の立会い等、御協力を御願います。
※検査は抽出により実施します

事業が完了(造作材の施工完了)後、すみやかに実績報告書を
栃木県(林業木材産業課)に**提出**してください。
提出期限：令和7(2025)年3月7日(金)

■実績報告書類 ※事業実績の変更による増額は行いません。

- ・実績報告書
- ・県産出材証明書、合法木材証明書
- ・写真(県産出材を使用した主な場所と全景)(以下は必要に応じて)
- ・出荷証明書(森林認証材・JAS材に関する)
- ・写真(県産石材・漆喰・伝統工芸品を使用した場所)
- ・施工証明書(県産石材・漆喰・伝統工芸品に関する)
- ・県産漆喰の原材料を証明する書類

栃木県(林業木材産業課)が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果通知に同封した**補助金請求書を提出**してください。

補助金を口座に振り込みます!

問合せ先

栃木県 環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当 TEL028-623-3277 【制度全般・県産出材について】

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当 TEL028-623-3199 【県産石材・伝統工芸品について】